離れ	一棟	川越市幸町六―二
倉庫	一棟	川越市幸町六―二
稲荷社	一棟	川越市幸町六―二
拝殿	一棟	川越市幸町一五―八
本殿	一棟	川越市幸町一五―八
倉庫	一棟	川越市仲町二―二四
主屋	一棟	川越市幸町一―一一
主屋	一棟	川越市幸町一―一二

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	美濃市一九〇一
主屋		

○文部科学省告示第九十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十四年文部科学省告示第九十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	金沢市東山一―二七―七
主屋		

○文部科学省告示第九十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十五年文部科学省告示第八十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表に、次の表に掲げるものを追加する。

別表　八女市八女福島伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋西	一棟	八女市本町二一―一
付属屋	一棟	八女市本町三七―一
主屋北	一棟	八女市本町二五二―二
主屋	一棟	八女市本町三四六―二―二
主屋	一棟	八女市本町二四五―一
主屋	一棟	八女市本町三四四―七

○文部科学省告示第九十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十七年文部科学省告示第百十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　大田市温泉津伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
納屋	一棟	大田市温泉津町温泉津口二〇八―一
主屋	一棟	大田市温泉津町温泉津口六七

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　篠山市篠山伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	篠山市河原町四五

○文部科学省告示第九十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十八年文部科学省告示第九十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
舟屋	一棟	伊根町字亀島九五九―一

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　加賀市加賀橋立伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
土蔵	一棟	加賀市橋立町ラ五七

○文部科学省告示第九十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第七十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文